

# 独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則

平成16年4月1日  
制 定  
平成28年2月1日  
最 終 改 正

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立大学財務・経営センター就業規則（以下「就業規則」という。）第31条の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センターに所属する常勤の職員（以下「職員」という。）の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (給与の種類)

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

## (給与の支給)

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部または一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができるものとする。

## (給与の支給日)

第4条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（以下この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給するものとする。また、支給定日が休日に当たるときは18日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（以下この項において6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給するものとする。

## (俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定するものとする。

2 前項の俸給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「給与法適用職員」という。）の例に準じ、俸給表において定める級及び号俸により決定するものとする。

3 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによるものとする。

- 一 一般職員俸給表（別表第1）
- 二 削除

## (俸給の支給)

第6条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給するものとする。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給するものとする。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算するものとする。
- 5 前4項の規定は、第12条に規定する管理職手当及び第13条に規定する地域手当の支給について準用するものとする。

(新たに採用する者の俸給月額の設定)

第7条 新たに職員となつた者の俸給月額は、その者の試験、学歴、免許、職務経験及び他の職員との均衡を考慮して、給与法適用職員の例に準じて決定するものとする。

(昇格)

第8条 理事長が勤務成績が良好であると認めた職員で同一の俸給表の上位の級の資格基準に達した者は、その資格に応じて上位の級に昇格させることができるものとする。

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、給与法適用職員の例に準じて決定するものとする。

(降格)

第9条 職員を降任させた場合は、その者を同一の俸給表の下位の級に降格させることができる。

- 2 職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額は、給与法適用職員の例に準じて決定するものとする。

(昇給)

第10条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(第5条第3項第1号に規定する一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(以下「特定職員」という。))にあつては、3号俸)とすることを標準として第5項に定める基準に従ひ決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好もしくは、特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、極めて良好な場合は「2号俸」以上、特に良好である場合には「1号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。
- 5 職員を昇給させる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第3に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。
- 6 職員の昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、理事長が別に定めるところにより行うものとする。
  - 一 勤務成績が極めて良好である職員 A
  - 二 勤務成績が特に良好である職員 B
  - 三 勤務成績が良好である職員 C
  - 四 勤務成績がやや良好でない職員 D
  - 五 勤務成績が良好でない職員 E
- 7 前年の昇給日後に新たに職員となつた職員又は同日後に新たに職員となつたものとして号俸を決定された職員の昇給の号俸数は、第5項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端

数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

- 8 第5項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第8条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第5項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

#### (扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給するものとする。

- 2 前項に規定する扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
  - 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については一人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円とする。)
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とするものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

#### (管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、次に掲げる職員に支給するものとする。

- 一 部長及び審議役
- 二 課長
- 2 管理職手当の月額は、各号に掲げる職員に適用される俸給表の別及び当該職員の職務の級及び適用区分に応じ、別表第4に掲げる額とする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員(Ⅱ種)(理事長が別に定める職員にあってはⅠ種)
  - 二 前項第2号に掲げる職員(Ⅲ種)(理事長が別に定める職員にあってはⅡ種)
- 3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第21条第1項の場合及び勤務上の災害又は通勤による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。)は、その月の管理職手当は支給しないものとする。
- 5 第2項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が午後10時から午前5時までに及んだ場合における割り増し賃金相当額を含むものとする。

#### (地域手当)

第13条 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して、次の項に掲げる事業場の勤務に応じ支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給月額に次の各号の支給割合を乗じて得た額とする。
  - 一 本部(千葉県千葉市)に勤務する場合 100分の13
  - 二 東京連絡所(東京都千代田区)に勤務する場合 100分の18.5

- 3 第1項に規定する地域に勤務する職員が当該地域以外の地域に異動した場合（異動の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合に限る。）においては、前2項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過する間での間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
  - 一 当該異動の日から同日以降1年を経過する日までの期間  
異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
  - 二 当該異動の日から同日以降2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国立大学法人職員、特定独立行政法人職員、給与法適用職員、特別職に属する国家公務員、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用をうける職員、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人職員、地方公務員、又は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9の2各号に掲げる法人、その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き職員となつた場合において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の級割合に達しないこととなるときは当該職員には前項の規定に準じて地域手当を支給する。
- 5 前4項に規定するもののほか、地域手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給するものとする。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
  - 二 第16条により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が認める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして理事長が認める者
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とするものとする。
    - 一 前項第1号に掲げる職員  
次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
      - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員  
家賃の月額から12,000円を控除した額
      - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員  
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
    - 二 前項第2号に掲げる職員  
前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
  - 3 次の各号の一に掲げる職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。
    - 一 国、又は企業から宿舎を貸与された職員
    - 二 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者（第14条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
  - 4 前3項に規定するもののほか、住居手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給するものとする。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。
- 一 通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、最も合理的かつ経済的な経路により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額が支給単位期間の月数で除して得た（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とするものとする。
  - 二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とするものとする。
    - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員2,000円
    - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員4,200円
    - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員7,100円
    - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員10,000円
    - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員12,900円
    - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員15,800円
    - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員18,700円
    - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員21,600円
    - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員24,400円
    - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員26,200円
    - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員28,000円
    - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員29,800円
    - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員31,600円
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときはその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額とするものとする。
- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照ら

して通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とするものとする。

- 4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用するものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、通勤手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

（単身赴任手当）

第16条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額額は26,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、58,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とするものとする。

交 通 距 離		加 算 額
100キロメートル以上	300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	13,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	20,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	26,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	33,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	38,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	43,000円
1,500キロメートル以上	2,000キロメートル未満	48,000円
2,000キロメートル以上	2,500キロメートル未満	53,000円
2,500キロメートル以上		58,000円

- 3 給与法適用職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると理事長が認めた職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給するものとする。

のとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

(超過勤務手当)

第17条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額に所定の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した額)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給するものとする。

- 一 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務(就業規則第52条の規定に基づく週休日における勤務のうち次の各号に掲げるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 当該月における日曜日

- 二 当該月における週休日の振替(就業規則第54条に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日に変更された日

- 3 就業規則第46条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(休日給)

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務をした職員についても同様とするものとする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第19条 勤務1時間あたりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第41条第2項に定める1日の所定勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額とするものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員(事項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急性を有する業務のため週休日又は休日(事項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 次の表に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額

区 分	支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
管理職手当支給割合 I種適用者	10,000円 (15,000円)
管理職手当支給割合 II種適用者	8,500円 (12,750円)
管理職手当支給割合 III種適用者	7,000円 (10,500円)

二 前項に規定する場合 次の表に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額

区 分	支 給 額
管理職手当支給割合 I種適用者	5,000円
管理職手当支給割合 II種適用者	4,300円
管理職手当支給割合 III種適用者	3,500円

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

（期末手当）

第21条 期末手当は6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日の属する月の第4条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とするものとする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において、職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第5に定める職員にあっては、当該合計額に、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額と同表の級の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（別表第6に定める職員にあっては、俸給月額に同表の加算率を乗じて得た額をその額に加算した額）を加算した額。以下、次条において同じ。）に、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職員俸給表7級以上及び教育研究職員俸給表5級以上の職員で管理職手当の区分がI種の者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しないものとする。

一 基準日に在職する職員のうち、センター就業規則第15条の規定により休職とされている職員

二 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる者

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において引き続き給与法適用職員等となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

5 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、給与法第19条の5並びに第19条の6の規則を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

6 前5項に規定するもののほか、期末手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

#### (勤勉手当)

第22条 勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の第4条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とするものとする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（以下、この条において「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて別表第8に定める割合及び、勤務成績に応じて別表第9に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、その者の所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額を加算した額に、再任用職員以外の職員の場合は100分の75（特定幹部職員にあっては100分の95）、再任用職員の場合は100分の35（特定幹部職員にあっては100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならないものとする。
- 3 前条第4項の規定は、同項第1号を「休職にされている者（第23条第1項の休職者を除く。）及び派遣職員」に読み替えて勤勉手当の支給に準用するものとする。
- 4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用するものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、勤勉手当支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

#### (休職者の給与)

第23条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給するものとする。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされた場合には、その休職の期間が満1年（結核性疾患にあっては満2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができるものとする。
- 3 職員がセンター就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができるものとする。
- 4 職員が休職（前3項の休職を除く。）にされた場合におけるその休職の期間中の給与については、その都度定めるものとする。

#### (給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、就業規則第46条の2第1項に規定する超勤代休時間、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置にかかる日につき、給与の半額を減ずるものとする。

#### (育児休業者等の給与)

第25条 独立行政法人国立大学財務・経営センター職員の育児休業等に関する規則（以下「育児休業規則」という。）により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しないものとする。
- 二 育児休業をしている職員のうち、第21条第1項又は第22条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇

月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したとみなして、給与法適用職員の例に準じて、号俸を調整することができるものとする。

四 育児短時間勤務をしている職員の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、育児休業規則第11条により承認された週当たりの勤務時間を就業規則第41条第1項に規定された1週間の所定勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

五 育児短時間勤務をしている職員の管理職手当は、その者の受ける額に算出率を乗じて得た額とする。

六 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給するものとする。

七 前6号に規定するもののほか、育児休業者等の給与支給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

(介護休業取得者の給与)

第26条 介護休業取得者については、第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して支給するものとする。

(端数計算)

第27条 第17条及び第18条の規定により、勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給並びに第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第28条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第29条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第30条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、当分の間、給与法其他国家公務員に適用される法令の内容に準拠して改訂するものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の旧の切替)

第2条 この規則の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替)

第3条 切替日の前日において第5条第3項第1号及び第2号に定める俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）若しくは職務の級における最高の号俸を越える俸給月額を受けていた職員の俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）及びその者が旧号俸若しくは旧俸給月額を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前項の規定に係わらず、切替日前（平成8年4月1日から切替日の前日までの間に限る。）において昇格又は俸給表の適用を異にする異動をした職員にあっては、その者の切替日前に行われた昇格（俸給表の適用を異にする異動をした職員にあっては、当該異動又は適用の日の号俸等を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。）がなく、かつ切替日に昇格したものととして、平成18年4月1日改正の独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則（以下「改正給与規則」という。）の規定を適用した場合に得られる号俸が前項の規定を適用した場合に得られる新号俸より有利な職員については、当該改正給与規則の規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の新号俸とすることができる。この場合において、改正給与規則第8条（昇格）の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなす。

(切替日の異動者の号俸の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸の基礎)

第5条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則（以下「給与規則」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替に伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年11月30日改正給与規則の施行の日において、次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正給与規則附則第2条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給（以下「俸給額」という。）として支給する。

一 平成21年11月30日改正給与規則附則第2条第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59

二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

2 切替日の前日に給与法適用職員等であった者が、引き続き職員となった場合において、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、前項の規定に準じ

る。

- 3 第1項及び第2項の規定により俸給を支給される職員に対する第12条、第13条、第19条及び第21条の規定の適用に関しては、「俸給月額」を「俸給月額及び俸給額との合計額」と、第22条の規定の適用に関しては、「基本給の月額」を「基本給の月額及び俸給額との合計額」と読み替える。

(平成22年3月31日までの間における特例)

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第10条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第13条第2項第2号	100分の18	100分の17

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の給与規則（以下「新規則」という。）第12条第2項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額（平成22年1月30日改正給与規則附則第2条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同規則附則第3条の規定による管理職手当の月額）のほか、新規則第12条第2項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（平成22年1月30日改正給与規則附則第2条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の月額として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 百分の百
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 百分の七十五
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 百分の五十
- 二 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 百分の二十五

2 前項に定める経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員（以下「同一俸給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもの

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年1月30日改正給与規則の施行の日（以下「基準日」という。）において、同規則附則第2条第1号に規定する減額改定対象職員（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。）

施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員

施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.83を乗じて得た額

二 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員

施行日の前日にそのものが当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員

降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

三 俸給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに職員となったものを除く）

施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額

3 施行日の前日に給与法適用職員等であった者が、引き続き職員となった場合において、当該職員が受ける管理職手当の取扱いについては、前1項及び前項の規定に準じる。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年5月29日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する附則別表第1左欄に掲げる規定の適用については、当該規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

附則別表第1

第21条第2項	100分の140	100分の125
	100分の120	100分の110
第22条第2項	別表第9	附則別表第2
	100分の75	100分の70
	100分の95	100分の85

附則別表第2

勤務成績	成績率	
	特定幹部職員以外	特定幹部職員
特に優秀な者	100分の87以上	100分の106以上
	100分の140以下	100分の170以下
優秀な者	100分の77以上	100分の94以上
	100分の87未満	100分の106未満
良好な者	100分の67	100分の82
上記以外の者	100分の67未満	100分の82未満
訓告その他の強制措置	100分の52超	100分の63.5超
	100分の61.5未満	100分の76.5未満

戒告処分を受けた者	100分の 52	100分の 63.5
減給処分を受けた者	100分の 43	100分の 45.5
停職処分を受けた者	100分の 33.5	100分の 27.5

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)

第2条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規則第21条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規則第16条第2項括弧書において加算される額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
教育研究職員俸給表	1級	1号俸から20号俸まで 29号俸から38号俸まで 41号俸から44号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

第3条 前条に定めるもののほか、改正後の給与規則の施行に関する取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第24条第2項の規定の改正については、平成23年1月1日から適用する。

(55歳を超える職員の俸給月額等の減額措置)

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この条において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第24条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この条、附則第4条及び附則第5条において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この条及び附則第4条において「俸給月額減額基礎額」という。））
- 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（別表第5に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の級の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（別表第6に定める職員にあっては、その額に、俸給月額と同表の加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第7に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（別表第5に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の級の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（別表第6に定める職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額と同表の加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第7に定める割合を乗じて得た額）
- 四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（別表第5に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の級の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（別表第6に定める職員にあっては、その額に、俸給月額と同表の加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5条において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別表第8に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別表第9に定める成績率を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（別表第5に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の級の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（別表第6に定める職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額

に同表の加算率を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 5 条において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別表第 8 に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別表第 9 に定める成績率を乗じて得た額)

五 第 2 3 条第 1 項から第 4 項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 2 3 条第 1 項 前各号に定める額

ロ 第 2 3 条第 2 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額

ハ 第 2 3 条第 3 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 2 3 条第 4 項 理事長が必要に応じて定める額

俸給表	職務の級
一般職員俸給表	6 級
教育研究職員俸給表	5 級

第 3 条 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の月額、第 1 2 条の規定にかかわらず、別表第 4 に掲げる額に 1 0 0 分の 9 8. 5 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

第 4 条 附則第 2 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 1 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を就業規則第 4 1 条第 2 項に定める 1 日の所定勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を就業規則第 4 1 条第 2 項に定める 1 日の所定勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額) に相当する額を減じた額とする。

第 5 条 附則第 2 条の規定が適用される間、第 2 2 条第 2 項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第 2 条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 1 0 0 分の 1. 1 2 5 (特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1. 4 2 5) を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 1 0 0 分の 7 5 (特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 9 5) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

(平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)

第 6 条 平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する附則別表第 1 左欄に掲げる規定の適用については、当該規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

附則別表第 1

第 2 1 条第 2 項	1 0 0 分の 1 3 7. 5	1 0 0 分の 1 3 5
	1 0 0 分の 1 1 7. 5	1 0 0 分の 1 1 5
第 2 2 条第 2 項	別表第 9	附則別表第 2
	1 0 0 分の 6 7. 5	1 0 0 分の 6 5
	1 0 0 分の 8 7. 5	1 0 0 分の 8 5
	1 0 0 分の 3 2. 5	1 0 0 分の 3 0
	1 0 0 分の 4 2. 5	1 0 0 分の 4 0
附則第 5 条	1 0 0 分の 1. 0 1 2 5	1 0 0 分の 0. 9 7 5

	100分の1.3125	100分の1.275
	100分の67.5	100分の65
	100分の87.5	100分の85

附則別表第2

＜再任用職員以外の職員＞

勤務成績	成績率	
	特定幹部職員以外	特定幹部職員
特に優秀な者	100分の81以上	100分の107以上
	100分の130以下	100分の170以下
優秀な者	100分の71.5以上	100分の94.5以上
	100分の81未満	100分の107未満
良好な者	100分の62	100分の82
上記以外の者	100分の62未満	100分の82未満
訓告その他の矯正措置	100分の48超	100分の63超
	100分の57未満	100分の77未満
戒告処分を受けた者	100分の48	100分の63
減給処分を受けた者	100分の40	100分の45
停職処分を受けた者	100分の31	100分の28

＜再任用職員＞

勤務成績	成績率	
	特定幹部職員以外	特定幹部職員
優秀な者	100分の30超	100分の40超
良好な者	100分の30	100分の40
上記以外の者	100分の30未満	100分の40未満
訓告その他の矯正措置	100分の25.5超	100分の31超
	100分の30未満	100分の40未満
戒告処分を受けた者	100分の25.5	100分の31
減給処分を受けた者	100分の21.5	100分の22
停職処分を受けた者	100分の17	100分の13.5

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第7条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規則第21条第2項及び第3項並びに附則第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規則附則第2条の規定が施行されていたとした場合においても同条の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日改正給与規則附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規則第16条第2項括弧書において加算される額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定め

る期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
教育研究職員俸給表	1級	1号俸から88号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から12号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第8条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規則附則第2条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年11月30日改正給与規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第9条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、改正後の給与規則の施行に関する取扱いにつ

いては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年2月29日から施行する。

(俸給の切替に伴う経過措置)

第2条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年11月30日改正給与規則の施行の日において、次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正給与規則附則第2条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給（以下「俸給額」という。）として支給する。

- 一 平成21年11月30日改正給与規則附則第2条第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.10
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 2 切替日の前日に給与法適用職員等であつた者が、引き続き職員となった場合において、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、前項の規定に準じる。
- 3 第1項及び第2項の規定により俸給を支給される職員に対する第12条、第13条、第19条及び第21条の規定の適用に関しては、「俸給月額」を「俸給月額及び俸給額との合計額」と、第22条の規定の適用に関しては、「基本給の月額」を「基本給の月額及び俸給額との合計額」と読み替える。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第3条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規則第21条第2項及び第3項並びに附則第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規則附則第2条の規定が施行されていたとした場合においても同条の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日改正給与規則附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規則第16条第2項括弧書において加算される額を除く。）の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで

	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から45号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
教育研究職員俸給表	1級	1号俸から101号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から52号俸まで
	5級	1号俸から25号俸まで

二 平成23年6月1日及び12月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成24年4月1日における号俸の調整）

第4条 平成24年4月1日において30歳以上であり36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成24年1月1日において第10条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員において、平成19年昇給等抑制職員平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員、平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）、平成24年1月1日において第10条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員において、平成19年昇給等抑制職員平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかのみ該当する職員及び、平成24年4月1日において30歳に満たない職員のうち、最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員のうち平成24年1月1日において第10条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員において、平成19年昇給等抑制職員平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかのみ該当する職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、改正後の給与規則の施行に関する取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(特例期間における給与の支給)

第2条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則第5条に掲げる俸給の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級または号俸	割合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77

第3条 特例期間において、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 1 管理職手当当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 2 期末手当当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 3 勤勉手当当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

第4条 特例期間において、第13条に掲げる地域手当は、本来支給される額より当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

第5条 特例期間において、独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則第19条に掲げる勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び地域手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(平成24年4月及び5月給与にかかる較差相当分の調整)

第6条 平成24年4月及び5月に支給された給与にかかる較差相当分については、平成24年6月の期末勤勉手当支給時に、本附則2条、3条、4条及び5条に基づき算定しなおした結果により生じた差額を減じた額を支給することで調整する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成25年4月1日において理事長が認める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況

を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成26年4月1日において理事長が認める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

ただし、改正後の第15条及び別表第1は、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例措置）

第2条 平成27年3月31日までの間におけるこの規則の第10条第2項の適用については、「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第2条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に職務の級を異にして異動した職員の平成27年4月1日（以下「切替日」という。）における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第3条 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる職員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。

一 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則（平成22年12月1日施行）附則第2条の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日以後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

二 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員

には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。

三 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、本給を支給する。

2 第1項の規定により俸給を支給される職員に対する第12条、第13条、第19条及び第21条の規定の適用に関しては、「俸給月額」を「俸給月額及び俸給額との合計額」と、第22条の規定の適用に関しては、「基本給の月額」を「基本給の月額及び俸給額との合計額」と読み替える。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年2月1日から施行する。

ただし、改正後の第13条は、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第2条 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する附則別表第1左欄に掲げる規程の適用については、当該規程中同表右欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

附則別表第1

第22条第2項	別表第9	附則別表第2
	100分の75	100分の85
	100分の95	100分の105
	100分の35	100分の40
	100分の45	100分の50

附則別表第2

<再任用職員以外の職員>

勤務成績	成績率	
	特定幹部職員以外	特定幹部職員
特に優秀な者	100分の106以上 100分の170以下	100分の132以上 100分の210以下
優秀な者	100分の94以上 100分の106未満	100分の117以上 100分の132未満
良好な者	100分の82	100分の102
上記以外の者	100分の82未満	100分の102未満
訓告その他の矯正措置	100分の64超 100分の75未満	100分の78.5超 100分の95.5未満
戒告処分を受けた者	100分の64	100分の78.5
減給処分を受けた者	100分の53	100分の56
停職処分を受けた者	100分の41.5	100分の34.5

<再雇用職員>

勤務成績	成績率	
	特定幹部職員以外	特定幹部職員
優秀な者	100分の40超	100分の50超
良好な者	100分の40	100分の50
上記以外の者	100分の40未満	100分の50未満
訓告その他の矯正措置	100分の34.5超 100分の40未満	100分の39超 100分の50未満
戒告処分を受けた者	100分の34.5	100分の39
減給処分を受けた者	100分の28.5	100分の28

停職処分を受けた者	100分の23	100分の16.5
-----------	---------	-----------

## 別表第1

## 一般職員俸給表(第5条関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額									
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400		
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800			

47	<u>208,900</u>	<u>259,900</u>	<u>304,000</u>	<u>349,900</u>	<u>370,000</u>	<u>397,000</u>	<u>438,200</u>			
48	<u>210,200</u>	<u>261,300</u>	<u>305,700</u>	<u>351,400</u>	<u>370,900</u>	<u>397,700</u>	<u>438,900</u>			
49	<u>211,300</u>	<u>262,600</u>	<u>306,900</u>	<u>353,000</u>	<u>371,800</u>	<u>398,300</u>	<u>439,400</u>			
50	<u>212,400</u>	<u>263,700</u>	<u>308,400</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>398,900</u>	<u>439,800</u>			
51	<u>213,400</u>	<u>265,000</u>	<u>309,900</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>	<u>399,400</u>	<u>440,200</u>			
52	<u>214,500</u>	<u>266,300</u>	<u>311,500</u>	<u>356,000</u>	<u>374,200</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>			
53	<u>215,600</u>	<u>267,400</u>	<u>313,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>			
54	<u>216,600</u>	<u>268,500</u>	<u>314,700</u>	<u>358,000</u>	<u>375,600</u>	<u>400,500</u>	<u>441,400</u>			
55	<u>217,500</u>	<u>269,800</u>	<u>316,300</u>	<u>358,900</u>	<u>376,300</u>	<u>400,800</u>	<u>441,800</u>			
56	<u>218,500</u>	<u>271,100</u>	<u>317,800</u>	<u>360,000</u>	<u>377,000</u>	<u>401,100</u>	<u>442,100</u>			
57	<u>219,200</u>	<u>272,200</u>	<u>319,300</u>	<u>360,900</u>	<u>377,500</u>	<u>401,400</u>	<u>442,400</u>			
58	<u>220,100</u>	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>361,600</u>	<u>378,100</u>	<u>401,700</u>	<u>442,800</u>			
59	<u>221,000</u>	<u>274,300</u>	<u>321,700</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>402,000</u>	<u>443,100</u>			
60	<u>221,900</u>	<u>275,400</u>	<u>322,900</u>	<u>363,000</u>	<u>379,400</u>	<u>402,300</u>	<u>443,400</u>			
61	<u>222,600</u>	<u>276,600</u>	<u>323,600</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,600</u>	<u>443,700</u>			
62	<u>223,600</u>	<u>277,600</u>	<u>324,500</u>	<u>364,000</u>	<u>380,500</u>	<u>402,900</u>				
63	<u>224,500</u>	<u>278,500</u>	<u>325,300</u>	<u>364,700</u>	<u>381,100</u>	<u>403,200</u>				
64	<u>225,400</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,400</u>	<u>381,700</u>	<u>403,500</u>				
65	<u>226,100</u>	<u>280,300</u>	<u>327,000</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>403,800</u>				
66	<u>227,000</u>	<u>281,200</u>	<u>327,400</u>	<u>366,400</u>	<u>382,700</u>	<u>404,100</u>				
67	<u>227,900</u>	<u>281,900</u>	<u>328,100</u>	<u>367,100</u>	<u>383,300</u>	<u>404,400</u>				
68	<u>229,000</u>	<u>282,800</u>	<u>328,900</u>	<u>367,800</u>	<u>383,900</u>	<u>404,700</u>				
69	<u>229,800</u>	<u>283,800</u>	<u>329,700</u>	<u>368,100</u>	<u>384,300</u>	<u>404,900</u>				
70	<u>230,500</u>	<u>284,600</u>	<u>330,400</u>	<u>368,700</u>	<u>384,800</u>	<u>405,200</u>				
71	<u>231,200</u>	<u>285,400</u>	<u>331,100</u>	<u>369,400</u>	<u>385,300</u>	<u>405,500</u>				
72	<u>232,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,800</u>	<u>370,000</u>	<u>385,900</u>	<u>405,800</u>				
73	<u>232,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,300</u>	<u>370,300</u>	<u>386,200</u>	<u>406,000</u>				
74	<u>233,500</u>	<u>287,500</u>	<u>332,900</u>	<u>370,900</u>	<u>386,600</u>	<u>406,300</u>				
75	<u>234,200</u>	<u>287,900</u>	<u>333,400</u>	<u>371,600</u>	<u>387,000</u>	<u>406,600</u>				
76	<u>234,900</u>	<u>288,400</u>	<u>334,000</u>	<u>372,200</u>	<u>387,400</u>	<u>406,800</u>				
77	<u>235,600</u>	<u>288,500</u>	<u>334,300</u>	<u>372,600</u>	<u>387,700</u>	<u>407,000</u>				
78	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,800</u>	<u>373,100</u>	<u>388,000</u>	<u>407,300</u>				
79	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>335,200</u>	<u>373,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,600</u>				
80	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,700</u>	<u>374,200</u>	<u>388,600</u>	<u>407,800</u>				
81	<u>238,700</u>	<u>289,700</u>	<u>336,100</u>	<u>374,700</u>	<u>388,800</u>	<u>408,000</u>				
82	<u>239,400</u>	<u>289,900</u>	<u>336,600</u>	<u>375,300</u>	<u>389,100</u>	<u>408,300</u>				
83	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,100</u>	<u>375,800</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>				
84	<u>240,800</u>	<u>290,600</u>	<u>337,600</u>	<u>376,100</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>				
85	<u>241,500</u>	<u>290,900</u>	<u>337,900</u>	<u>376,500</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>				
86	<u>242,200</u>	<u>291,200</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,100</u>					
87	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,400</u>	<u>390,400</u>					
88	<u>243,600</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,600</u>					
89	<u>244,300</u>	<u>292,200</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>390,800</u>					
90	<u>244,800</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>391,100</u>					
91	<u>245,300</u>	<u>292,900</u>	<u>340,400</u>	<u>379,100</u>	<u>391,400</u>					
92	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,600</u>					
93	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>341,000</u>	<u>379,800</u>	<u>391,800</u>					
94		<u>293,600</u>	<u>341,400</u>							
95		<u>294,000</u>	<u>341,900</u>							
96		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>							
97		<u>294,600</u>	<u>342,400</u>							
98		<u>294,900</u>	<u>342,900</u>							
99		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>							

100	<u>295,700</u>	<u>343,600</u>								
101	<u>295,900</u>	<u>343,900</u>								
102	<u>296,200</u>	<u>344,300</u>								
103	<u>296,600</u>	<u>344,700</u>								
104	<u>296,900</u>	<u>345,100</u>								
105	<u>297,100</u>	<u>345,600</u>								
106	<u>297,400</u>	<u>346,000</u>								
107	<u>297,800</u>	<u>346,400</u>								
108	<u>298,100</u>	<u>346,800</u>								
109	<u>298,300</u>	<u>347,300</u>								
110	<u>298,700</u>	<u>347,700</u>								
111	<u>299,100</u>	<u>348,000</u>								
112	<u>299,400</u>	<u>348,300</u>								
113	<u>299,500</u>	<u>348,800</u>								
114	<u>299,800</u>									
115	<u>300,100</u>									
116	<u>300,500</u>									
117	<u>300,700</u>									
118	<u>300,900</u>									
119	<u>301,200</u>									
120	<u>301,500</u>									
121	<u>301,900</u>									
122	<u>302,100</u>									
123	<u>302,400</u>									
124	<u>302,700</u>									
125	<u>303,000</u>									
再任用 職員	<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>	<u>388,700</u>	<u>439,800</u>	<u>520,200</u>

別表第2  
削除

別表第3（第10条第5項関係）

昇給号俸数

昇給区分	A	B	C	D
特定職員	8号俸以上	6号俸	3号俸	2号俸
	2号俸以上	1号俸	0号俸	0号俸
特定職員以外の職員	8号俸以上	6号俸	4号俸	2号俸
	2号俸以上	1号俸	0号俸	0号俸

備考：この表に定める上段の号俸数は、第10条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第4（第12条関係）

・一般職俸給表適用職員

職務の級	区分	管理職手当額
8級	一種	94,000円
	二種	82,200円
7級	一種	88,500円
	二種	77,400円
6級	二種	72,700円
	三種	62,300円
5級	三種	59,500円

別表第5（第21条関係）

・一般職員俸給表適用職員

級の区分	加算割合
10級、9級及び8級の職員	100分の20
7級及び6級の職員	100分の15
5級及び4級の職員	100分の10
3級の職員	100分の5

別表第6（第21条関係）

職員の区分	加算率
第12条第2項に規定する管理職手当がI種である者	100分の15

別表第7（第21条関係）

基準日現在の在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表第8（第22条関係）

基準日現在の在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

別表第9（第22条関係）

＜再任用職員以外の職員＞

勤務成績	成績率	
	特定幹部職員以外	特定幹部職員
特に優秀な者	100分の93以上 100分の150以下	100分の119以上 100分の190以下
優秀な者	100分の82.5以上 100分の93未満	100分の105.5以上 100分の119未満
良好な者	100分の72	100分の92
上記以外の者	100分の72未満	100分の92未満
訓告その他の矯正措置	100分の56超 100分の66未満	100分の71超 100分の86未満
戒告処分を受けた者	100分の56	100分の71
減給処分を受けた者	100分の46.5	100分の50.5
停職処分を受けた者	100分の36.5	100分の31

＜再任用職員＞

勤務成績	成績率	
	特定幹部職員以外	特定幹部職員
優秀な者	100分の35超	100分の45超
良好な者	100分の35	100分の45
上記以外の者	100分の35未満	100分の45未満
訓告その他の矯正措置	100分の30超 100分の35未満	100分の35超 100分の45未満
戒告処分を受けた者	100分の30	100分の35
減給処分を受けた者	100分の25	100分の25
停職処分を受けた者	100分の20	100分の15

附則別表第1(附則第2条関係)

俸給表	旧級	新級
一般職	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級

附則別表第2(附則第3条第1項関係)

1-1. 一般職員俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間										
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9

9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	

18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57	
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58	
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59	
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61	
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62	
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63	
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65	
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66	
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67	
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	
22	3月未滿			85	65	89	77	73		
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74		
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75		
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76		
	12月以上			89	67	93	81	77		
23	3月未滿			89	67	93	81			
	3月以上6月未滿			90	67	94	82			
	6月以上9月未滿			91	68	95	83			
	9月以上12月未滿			92	68	96	84			
	12月以上			93	69	97	85			
24	3月未滿			93	69	97	85			
	3月以上6月未滿			94	70	98	86			
	6月以上9月未滿			95	71	99	87			
	9月以上12月未滿			96	72	100	88			
	12月以上			97	73	101	89			
25	3月未滿			97	73	101				
	3月以上6月未滿			98	73	102				
	6月以上9月未滿			99	74	103				
	9月以上12月未滿			100	74	104				
	12月以上			101	75	105				
26	3月未滿			101	75	105				
	3月以上6月未滿			102	75	106				
	6月以上9月未滿			103	76	107				
	9月以上12月未滿			104	76	108				
	12月以上			105	77	109				

27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

1-2. 一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち職務の級における最高の号俸を越える俸給月額を受けていた職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧俸給月額					
4 級	円 365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

2. 教育研究職員俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17

10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57

20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	89	
	6月以上9月未満	99	99	99	89	
	9月以上12月未満	100	100	100	89	
	12月以上	101	101	101	89	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	105		
	6月以上9月未満	107	107	105		
	9月以上12月未満	108	108	105		
	12月以上	109	109	105		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			

30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				